

# 石川県公報

平成27年5月8日  
第12797号（金曜日）  
毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

### 告示

○道路の区域の変更	(道路整備課)	1
○道路の供用の開始	(同)	1

### 公告

○予防接種を行う医師の承諾撤回公告	(健康推進課)	1
○予防接種を行う医師の承諾撤回公告	(同)	2
○委託業務に係る提案書の募集公告	(観光振興課)	2

## 告示

### 石川県告示第215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成27年5月8日から同月22日まで縦覧に供する。

平成27年5月8日

石川県知事 谷本正憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
芝原石引町線	金沢市湯谷原町36番1地先から	旧	7.43～18.60	県央土木総合事務所維持管理課
	金沢市俵町ラ6番1地先まで	新	8.10～27.70	

### 石川県告示第216号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成27年5月8日から同月22日まで縦覧に供する。

平成27年5月8日

石川県知事 谷本正憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
芝原石引町線	金沢市湯谷原町36番1地先から 金沢市俵町ラ6番1地先まで	平成27年5月8日	県央土木総合事務所維持管理課

## 公告

### 予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成27年5月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	承諾撤回年月日
藤 田 主 税	珠洲市野々江町ニ部1番地1 珠洲市総合病院	平成27年3月31日
谷 悠紀子	〃	〃
馬 瀬 新太郎	〃	〃

## 予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防接種について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成27年5月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	承諾撤回年月日
馬 渡 俊 樹	珠洲市野々江町ニ部1番地1 珠洲市総合病院	平成27年3月31日
岡 崎 充 善	〃	〃
石 川 紀 彦	〃	〃
清 水 有	〃	〃
吉 川 陽 文	〃	〃
越 後 岳 士	〃	〃
小 澤 由 明	〃	〃
吉 田 博	〃	〃
尾 崎 ふみ	〃	〃
宇 野 欣 秀	能美市緑が丘11丁目71番地 医療法人社団和楽仁 芳珠記念病院	平成27年4月10日
高 桑 健	〃	〃
星 田 茂	〃	〃
山 崎 祐 樹	〃	〃

## 委託業務に係る提案書の募集公告

次のとおり提案書の提出を募集する。

平成27年5月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 業務概要

## (1) 業務名

いしかわふるさと旅行促進事業業務委託

## (2) 業務内容

消費者が額面価格から割引かれた価格で購入できる「いしかわふるさと宿泊券」に関する以下の業務

- ① 作成業務
- ② 利用可能宿泊施設の公募・登録業務
- ③ 販売業務(受付、抽選、発送)
- ④ 精算・支払業務(宿泊券の利用実績に応じた宿泊施設への支払)
- ⑤ 販売等にかかる石川県内外に対する広告宣伝業務
- ⑥ 消費喚起効果の測定業務(利用者からのアンケートの回収、分析)

## (3) 履行期限

平成28年3月31日

## 2 本プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件のすべてに該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、平成27年度における競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (4) 石川県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること。
  - ① 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
  - ② 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ③ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
  - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

### 3 本プロポーザルの手続きに関する事項

- (1) プロポーザル実施要領等の配布
  - ア 配布する期間  
平成27年5月8日(金)から同月27日(水)まで
  - イ 配布する方法  
以下の石川県観光戦略推進部観光振興課ホームページよりダウンロードすること。  
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankou/furusatoryokou.html>
- (2) 質問の受付及び回答  
本プロポーザルに関して質問のある者は、実施要領に定める質問書により提出すること。
  - ア 受付期間及び方法  
平成27年5月8日(金)から同月22日(金)午後5時までに石川県観光戦略推進部観光振興課にFAX(076-225-1129)により提出すること。
  - イ 回答方法  
FAXにより回答する。  
なお、質問及び回答の内容を、平成27年5月8日(金)から同月27日(水)までの間、以下の石川県観光戦略推進部観光振興課ホームページに掲載する。  
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankou/furusatoryokou.html>

### 4 参加の申込みに関する事項

- (1) 参加申込書の提出  
本プロポーザルに参加を希望する者は、実施要領に定める参加申込書に企業概要を添付して提出期限までに提出すること。
- (2) 提出期限  
平成27年5月15日(金)午後5時
- (3) 提出方法  
持参又は郵送(書留郵便とし、提出期限内必着とする。)により提出すること。
- (4) 提出場所  
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県観光戦略推進部観光振興課観光まちづくりグループ

### 5 提案書の提出に関する事項

## (1) 提案書の提出

本プロポーザルに参加する者は、実施要領に定める提案書に必要な書類等を添付して提出期限までに提出すること。

## (2) 提出期限

平成27年5月27日(水)午後5時

## (3) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便とし、提出期限内必着とする。)により提出すること。

## (4) 提出場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県観光戦略推進部観光振興課観光まちづくりグループ

## 6 その他

(1) 詳細は、プロポーザル実施要領による。

(2) 参加申込書を提出しない者は、本プロポーザルに参加できない。

(3) 委託候補者の選定にあたっては、いしかわふるさと旅行促進事業業務プロポーザル審査委員会において、提案書の内容等を審査し、最も優れた提案をした者を委託候補者として選定する。

## 7 問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県観光戦略推進部観光振興課観光まちづくりグループ

電話番号 076-225-1538 F A X 076-225-1129